

## 千葉県読書バリアフリー推進計画の策定について（概要）

令和4年12月23日  
教育庁生涯学習課

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」第8条の規定により、本県における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めようとするものです。

## 読書バリアフリー法・国基本計画の概要

## 策定の趣旨

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与する。

## 経緯

- 平成31年1月 「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」発効
- 令和元年6月 「読書バリアフリー法」の公布・施行
- 令和2年7月 国「読書バリアフリー基本計画」を策定

## 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）

目的（1条）視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進

→全ての国民が等しく読書を通じて文字活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与

基本理念（3条）視覚障害者等が利用しやすい書籍・電子書籍の普及、提供、量的拡充、質の向上

責務（4条）国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定、実施

（5条）地方公共団体は、国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定、実施

計画（7条）文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画により具体化

（8条）地方公共団体は計画策定の努力義務

## 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（読書バリアフリー基本計画）

## ＜施策の方向性＞

- |  |  |
|--|--|
| <p><b>①視覚障害者等による図書館利用に係る体制整備</b><br/>各図書館の特性や利用者のニーズに応じた、円滑な利用のための支援の充実</p>            | <p><b>⑤外国からの電子書籍入手のための環境整備</b><br/>受入れ・提供機関の役割分担等による円滑な入手及び外国への提供の促進</p>       |
| <p><b>②インターネットによるサービス提供体制強化</b><br/>国立国会図書館やサピエ図書館のサービスの周知</p>                         | <p><b>⑥端末機器の情報入手支援、ICTの習得支援</b><br/>点字図書館等とICTサポートセンターの連携による端末機器等の情報の入手支援</p>  |
| <p><b>③特定書籍・特定電子書籍※等の製作支援</b><br/>製作ノウハウ共有等による製作の効率化</p>                               | <p><b>⑦先端的技術の研究開発の推進</b><br/>研究開発やサービス提供者に対する支援及び開発成果の普及</p>                   |
| <p><b>④アクセシブルな電子書籍販売等の促進</b><br/>ICT技術等の進歩を適切に反映した企画等の普及<br/>民間電子書籍サービスの図書館への導入を支援</p> | <p><b>⑧製作人材・図書館サービス人材の育成</b><br/>点訳者・音訳者等の計画的な人材の養成<br/>司書等の資質向上に資する研修等の実施</p> |

地方公共団体は、国が特に行うものを除く①②③⑥⑧について、国と同様に施策を講ずる。

※特定書籍・電子書籍とは、著作権法の規定により、著作権者の許諾を得ずに製作できる視覚障害者等向けの書籍・電子書籍。音訳者等が公共図書館・点字図書館等で製作を行っている。

# 千葉県読書バリアフリー推進計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の規定により、今後5年間の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な方針・施策を定めようとするもの。

### (1) 計画の位置付け

全ての人が等しく読書活動を行うことができる環境を整備することを目指し、県の読書バリアフリー推進に係る施策を総合的に推進するための指針。

### (2) 計画期間 令和5年度から令和9年度まで

### (3) 計画の対象

視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む）について、視覚による表現の認識が困難な者。

## 2 県内における視覚障害者等の読書環境の現状と課題

### 課題1 居住地による視覚障害者等向けサービスの差異、情報提供の不足。

- ・ 図書館で視覚障害者等向けサービスを実施：県立及び 38/54 市町村（R4 年度）
- ・ 国立国会図書館等の特定電子書籍※の活用：県立及び 13/54 市町村（R4 年度）
- ※著作権法の規定により、著作権者の許諾を得ずに製作できる視覚障害者等向けの電子書籍
- ・ 市販の電子書籍配信サービスの導入：県立未導入、市町村 18/54（R4 年度）
- ・ 障害者サービス※の利用登録者：2,856 人（身障者手帳所持者（視覚・肢体）の 2.9%）（R3 年度）
- ※視覚障害等のほか、聴覚障害、知的障害等の図書館利用困難者を含む障害者サービス全般

### 課題2 アクセシブルな書籍等※の供給及び製作人材の確保。

- ※視覚障害者等が利用しやすい点字書籍、拡大図書及び録音電子書籍等
- ・ 自館製作の視覚障害者等向け書籍等のデータを国立国会図書館に提供：県立及び 3/54 市町（R4 年度）
- ・ 音訳者・点訳者等の高齢化等による次世代の担い手の不足。

### 課題3 学校における公立図書館との連携体制、アクセシブルな書籍等の不足。

- ・ 公立図書館等と連携：小学校 83.3%、中学校 52.8%、高校 73.6%、特支 44.9%（R2 年度）
- ・ アクセシブルな書籍等の所蔵：
  - 大活字図書 小学校 16.8%、中学校 17.9%、高校 10.9%、特支 11.2%（R2 年度）
  - 電子・音声書籍 小学校 0.4%、中学校 0.0%、高校 0.0%、特支 17.8%（R2 年度）

### 課題4 障害の種類・程度に応じたサービスの多様化。

- ・ 従来サービスは、視覚障害者を主対象。
- ・ 読字障害や重複障害（視覚障害・肢体不自由等）で活字による読書が困難な方への対応が不足。

## 3 基本的な方針

- |                                  |        |     |
|----------------------------------|--------|-----|
| (1) 居住地に関わらず、誰もが等しく読書活動ができる環境の整備 | 課題 1   | に対応 |
| (2) アクセシブルな書籍等の利用機会の拡充           | 課題 1・3 | に対応 |
| (3) アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上         | 課題 2   | に対応 |
| (4) 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じたサービスの充実   | 課題 4   | に対応 |

## 4 施策の方向性と取組

### (1) 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備 (法第9条)

#### ア 円滑な利用のための支援の充実

- ・視覚障害者等向けサービスの利用案内・情報発信の強化 【県・全ての図書館等】  
 ( 県立図書館に相談窓口開設⇒障害の種類・程度に応じた最適なサービスを案内 )  
 ( 県で案内リーフレットを整備⇒市町村の相談機能を強化 )
- ・各学校の公立図書館との連携強化、利活用体制の整備(アクセシブルな書籍の借り受け等) 【各学校】
- ・アクセシブルな書籍による学齢に応じた読書活動の充実 【特別支援学校】
- ・読書バリアフリー関係者会議の設置による連携強化 【県・県教育委員会】
- ・市町村の読書バリアフリー推進計画策定支援 【県教育委員会】

#### イ アクセシブルな書籍等の充実

- ・アクセシブルな書籍等の収集、貸出の充実 【全ての図書館等】  
 (自館で未所蔵の資料については、県立図書館・点字図書館等他機関の資料等を活用)

指 標	視覚障害者等向けサービスを資料により案内できる市町村	18市町村→全市町村
	公立図書館と連携している学校	71.2%→100%
	市町村の読書バリアフリー推進計画策定率	1市町村→20市町村程度

### (2) インターネットを利用したサービスの提供体制の強化 (法第10条)

- ・国立国会図書館等の視覚障害者等向け電子書籍の活用の充実 【全ての図書館等】
- ・オンライン対面朗読等のネットサービスの充実 【全ての図書館等】
- ・一般電子書籍やオーディオブックの配信サービスの導入検討 【県立及び市町村図書館等】
- ・自館製作の視覚障害者等向け電子書籍の国立国会図書館等への提供の充実 【各図書館】

指 標	国立国会図書館等の特定電子書籍の活用市町村	13市町村→20市町村
--------	-----------------------	-------------

### (3) 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援 (法第11条)

- ・視覚障害者等向け書籍等の製作に携わる市町村立図書館やボランティア団体等への情報提供、技術指導の充実 【県立図書館】

指 標	自館製作の視覚障害者等向け電子書籍の 国立国会図書館等へのデータ提供	3市町村→6市町村
--------	---------------------------------------	-----------

### (4) 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援 (法第14条、15条)

- ・視覚障害者等の情報機器の購入に関する補助制度等の情報提供の充実 【全ての図書館等】
- ・障害の種類・程度に応じたアクセシブルな書籍等の利用に関する案内の充実  
 (読書支援機器の購入・利用方法、インターネットを通じた電子書籍の利用方法等)  
 【県・県立図書館・点字図書館等】

指 標	端末機器等及びこれに関する 情報入手の関連講座受講者数(県立)	78人→130人
--------	------------------------------------	----------

### (5) 製作人材・図書館サービス人材の育成等 (法第17条)

#### ア 司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上

- ・市町村立図書館職員への研修等を通じた視覚障害者等向けサービスの充実 【県立図書館】
- ・点字や音声・テキストへの翻訳に関する教員の資質向上 【特別支援学校】

#### イ 点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の人材の養成

- ・各種養成講座の充実(高校生・大学生向け体験講座等による裾野拡大) 【県・県立図書館】

指 標	音訳者等の養成講座等の受講者数 (県・県立)	延べ161人→190人
--------	---------------------------	-------------